

一般社団法人 北海道建築士会 バナー広告掲載規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北海道建築士会（以下「建築士会」という）のWEBページへの広告（以下「広告」という）掲載に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 バナー広告とは建築士会のWEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告を掲載することができる広告の内容は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 建築士会の品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、個人の宣伝又は職業的な求人に関するもの
- (5) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は原則として以下の通りとする。

(1) 規格

- (A) 小 / 200*100px / 100KB 以内（トップページ右側）
- (B) 横長大 / 660*100px / 330KB 以内（トップページ下部）
 - ・RGB カラー / jpg, gif, png いずれかのファイル

(2) 上記以外の規格については、別途定める。

(バナー広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 バナー広告を掲載するページはWEBページ内の「トップページ」とし、広告の位置及び枠数は建築士会が指定する。なお、広告主より依頼があった場合は、広告主が希望するページにバナー広告を掲載することができる。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、（一社）北海道建築士会バナー広告掲載申込書（別記 第1号様式）により、事務局宛てにEメールにて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 会長は第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を審査する。

- 2 前項の規定による審査の結果、掲載可能な広告が規定する枠数を超える場合は、抽選により決定する。
- 3 広告掲載の可否を決定したときは、（一社）北海道建築士会バナー広告掲載決定通知書（別記 第2号様式）によりその結果を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿を会長が指定する期日までに、提出するものとする。この場合において、広告原稿の作成および提出に必要な費用は、広告主が負担するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は原則として以下の通りとする。

(1) バナー広告

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 会員又は会員が所属する法人 | 1 枠 : 5,000円 (税別) / 月額 |
| 会員外 | 1 枠 : 10,000円 (税別) / 月額 |

(広告掲載期間)

第10条 広告掲載は、毎月1日からとし3ヶ月単位とする。掲載月、位置及び枠数は事務局が決定する。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザイン等については、建築士会のWEBページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、会長が審査を行う。

(バナー広告物掲載の取り消し)

第12条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告等を行わずに掲載した広告を削除もしくは一時的に中止することができ、当該広告主に対し理由を付してその旨通知をする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告主が前条の規定による広告内容の変更を行わないとき
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき
- (5) その他、WEBページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき

(バナー広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は自己の都合により、WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により建築士会に申し出ることとする。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(バナー広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは納付済みの広告掲載料を全額返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(バナー広告掲載期間の延長)

第15条 広告掲載期間内に、建築士会の都合でWEBページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責めに帰さない理由により、建築士会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。

ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、建築士会に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第17条 広告主は、バナー広告のリンク先を変更するときは、変更の7営業日前までに建築士会に連絡するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年9月20日から施行する。